

## 利根町教育委員会定例会会議録

令和2年6月25日 午後3時30分開会

### 1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	武 谷 昭 子 君
委 員	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君

### 1. 欠席委員

な し

### 1. 出席事務局職員

学校教育課長	青 木 正 道 君
指 導 室 長	池 田 恭 君
生涯学習課長	久保田 政 美 君
学校教育課長補佐	宮 本 正 裕 君
学校教育課長補佐	布 袋 哲 朗 君
学校教育課係長	坂 本 美 奈 君

### 1. 議 事 日 程

#### 議 事 日 程

令和2年6月25日（木曜日）

午後3時30分開会

- 日程第 1 報告第 17 号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 30 号 利根町就学援助事務取扱要綱の制定について  
議案第 31 号 利根町青少年相談員の委嘱について  
議案第 32 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 3 その他 令和2年度今後の教育課程実施に向けて

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第 17 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について

日程第 2 議案第 30 号 利根町就学援助事務取扱要綱の制定について  
議案第 31 号 利根町青少年相談員の委嘱について  
議案第 32 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱について

日程第 3 その他 令和 2 年度今後の教育課程実施に向けて

---

午後 3 時 30 分開会

○教育長（海老澤 勤君） こんにちは。お疲れさまでございます。お忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。

ただいまより、令和 2 年 6 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日ご審議いただく議案は、報告 1 件、議案 3 件、その他 1 件、計 5 件でございます。

議題に入ります前に、議案第 31 号 利根町青少年相談員の委嘱及び議案第 32 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱につきましては、人事に関する議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼び者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、議案第 31 号及び議案第 32 号につきましては、非公開といたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1、報告第 17 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、報告第 17 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてご説明申し上げます。

利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。

ページを 2 枚おめくりいただきたいと思います。

横の表のところでございます。令和 2 年度利根町補正予算（第 6 号）で、まず、歳入でございます。款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 1 小学校費補助金で 1,161 万円増額となっております。同じく節 2 中学校費補助金も 639 万円増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、款 9 教育費、項 1 教育総務費で 9 万 3,000 円の減、項 2 小学校費で 2,966 万円の増、項 3 中学校費で 1,228 万 7,000 円の増額となっております。

ページを 1 枚おめくりください。

款 15 国庫支出金，項 2 国庫補助金，目 5 教育費国庫補助金，節 1 小学校費補助金 1,161 万円，情報機器整備費補助金でございます。節 2 中学校費補助金 639 万円，同じく情報機器整備補助金でございます。

ページを 1 枚おめくりください。

歳出の内訳でございます。款 9 教育費，項 1 教育総務費，目 2 事務局費 9 万 3,000 円の減，節 2 給料ということで，教育長給料を 9 万 3,000 円減額しております。新型コロナウイルス感染拡大対策の町の財源確保のため，教育長給与の 10%を 2 カ月分減額するものでございます。

続きまして，項 2 小学校費，目 1 学校管理費で 2,851 万円を増額しております。節 10 需用費でございますが，小学校設備整備事業といたしまして 8 万円の増額し，新型コロナウイルス感染対策に必要なホワイトボードの購入費で，文小学校，文間小学校に 1 台ずつ，布川小学校に 2 台購入するためのものでございます。

内容説明の前に GIGA スクール ICT 環境整備事業について，説明をさせていただきたいと思っております。

先月の教育委員会におきましても，委員の皆様には第 5 号補正予算について説明をさせていただきました。昨年 11 月 27 日に国から「GIGA スクール構想」というものが打ち出されてきて，令和元年から令和 5 年までの 5 年間をかけて全小中学校に 1 人 1 台のタブレットパソコンを整備するというので，2,300 億円ほど国の補正予算が組まれました。11 月末だったので，令和元年度に整備できない場合は，繰越しということで令和 2 年度に整備するため，第 5 号補正予算で中学校 1 年生及び小学校 5, 6 年生分を計上させていただきました。

ところが，新型コロナウイルス感染症の影響により学校は休校になり，5 月 11 日に GIGA スクール構想に関しての第 2 弾として，令和 5 年度まで待ってはいは遅いとのことで今年度中に整備する補正予算が一遍につきました。つまり，令和 2 年度中に小学校 1 年生から中学校 3 年生まで 1 人 1 台のタブレット端末を用意し，各学校に無線 LAN を整備する予算がついたところです。今回，この補助金を使って整備をしない限り整備できなくなってしまうので，第 5 号補正予算に計上した中学校 1 年生，小学校 5 年生，6 年生の 3 学年だけではなく，中学校 2 年生，3 年生，小学校 1 年生から 4 年生までの残っている学年分について，今回の第 6 号補正予算で計上させていただきました。

それでは，款 9 教育費，項 2 小学校費，目 1 学校管理費，17 備品購入費で，GIGA スクール ICT 環境整備事業の備品購入費で，タブレットパソコン 1,777 万 5,000 円，小学校 1 年生から 4 年生までの 395 台分でございます。

その下，電子黒板 528 万円，こちらは各小学校に 4 台ずつということで予算を計上させていただいております。

小学校安全・安心確保事業で 537 万 5,000 円を増額し，備品購入費として，除菌電解水給水器 286 万 2,000 円，こちらは各小学校に 3 台ずつ購入を予定して計上させていただいております。

ただ、除菌電解水を噴霧で使った場合、効果があまりないという話も出ていますが、手指消毒に関しては効果があるのではないかということで、はっきりした見解は示されていない状況ですが、アルコール消毒液が流通しなくなることも考慮し計上してございます。

その下の空間除菌脱臭器、こちらは各小学校の保健室に除菌脱臭器を購入予定でございます。また、同じく保健室に折り畳み用ベッド、隔離用カーテンを購入する予定でございます。保健室内で高熱等が出たお子さんを隔離できるようカーテンを設置したいと考えております。

款2教育振興費、項2小学校費、目2教育振興費、節10需用費でございます。小学校教育助成事業の消耗品費といたしまして115万円を計上してございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症による休校に伴う学習の遅れ等を取り戻していただくため、教材支援ということで各児童に2,000円分の図書カードをお配りいたしまして、教材の購入補助にしていればということで組んでいる予算でございます。

続きまして、款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、1,167万3,000円を増額してございます。GIGAスクールICT環境整備事業の備品購入費といたしまして、タブレットパソコン963万円、中学2年生、3年生分、214台分を計上したものでございます。

その下、中学校安全・安心確保事業で204万3,000円を増額してございます。工事請負費でミーティングルーム空調設備工事25万円、こちらは利根中学校のミーティングルーム、不登校の生徒が、中学校までは行けるけれどもクラスの中には入れないというお子さんが待機しているような部屋でございます。こちらには空調設備がないため、エアコン整備するというので計上させていただきました。

その下の備品購入費は、小学校費と同じでございます。除菌電解水給水器、空間除菌脱臭器、折り畳みベッド、隔離用カーテンを計上しております。

最後のページを見ていただきたいと思います。

中学校教育助成事業の消耗品費といたしまして、小学校費と同じように、勉強の遅れを取り戻していただくよう、1人2,000円分の図書カード、307名分計上したものでございます。

今回の第6号補正予算の中には計上してございませんが、利根町から県立美浦特別支援学校中等部に3名、小学部に2名、合計5名の児童生徒の方が通われてございますので、当初予算の需用費、消耗品費で図書カードを購入できるということなので、その中から、美浦特別支援学校へ通われている児童生徒の皆さんにも図書カードを配布したいと考えております。

説明のほうは以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（石井 豊君）理由は先ほどお聞きしたのですが、2ページの真ん中の欄、款9教育費の中で、教育総務費、事務局費で、教育長の給料2カ月分で減額となっておりますが、どのような経緯で特別職の方の給料が減額になったのでしょうか。

○学校教育課長（青木正道君） こちらに関しましては、町民の皆様も就労等でいろいろ大変な事態だということで、町長と教育長、お二人の特別職の方の7月、8月分の給料の10%を2カ月削減して、その分を感染症対策の財源に充てようということで減額させていただいたところでございます。

○委員（石井 豊君） ありがとうございます。また、先ほど小学校助成事業と中学校助成事業で図書カードを配布するというお話がありましたが、いつ頃配布する予定なのか、若しくは、既に配布されているのですか。

○学校教育課長（青木正道君） 契約は既に済んでおりまして、7月上旬にお配りできるよう、既に学校を通して保護者の方に通知を出しています。7月の最初の週に納品される予定ですので、それが来次第、全てカードケースに入れまして、各学校へ送付し、学校から保護者の方へ配っていただくという形を取りたいと思います。

○委員（佐藤忠信君） 確か今回の茨城県議会で茨城県教育委員会教育長が、県では市町村に対し、児童生徒への1人1台端末の整備を進めるよう要請しているという答弁をされていたと思いますが、これはタブレットを小中学生全員に1台ずつ配るというお話ですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 先ほど青木課長からも説明がありましたが、新型コロナウイルス感染症の関係でタブレットパソコン整備計画が早まりまして、国の補正予算で小学校1年生から中学校3年生まで全ての児童生徒分のタブレットパソコンの予算がつかまりました。県から正式な要請はありませんが、町でも、小中学校に無線LANを整備し、タブレットパソコンを今年度中に整備できるよう進めております。

以前は年度計画があったのですが、新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン授業の必要性など前倒しになりましたので、おそらく利根町だけでなくほとんど全ての市町村で今年度中に整備すると思われま。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。昨日も竜ヶ崎南高校で学校評議員会があったのですが、生徒が一遍に使うとパンクして止まるというか、動画を見ると止まってしまうということで、そういう対策はいかがでしょうか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） そのためにLAN整備をするわけですが、1人1台のタブレットを使用しても大丈夫なような太い線、カテゴリ6AというLAN線を使用し、今、業者と打合せをし、仕様書を作っているところです。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。せっかく導入しても使い勝手が悪いと予算の無駄になってしまうので、その辺の対策をお願いします。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第17号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分については、原案のとおり承認いたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第2、議案第30号 利根町就学援助事務取

扱要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議案第30号 利根町就学援助事務取扱要綱の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。就学援助支給事務に関し、認定要件及び所得基準等について見直しを行い、必要な事項を定め、新規に要綱を制定したいので提案するものでございます。

ページを1枚お開きください。

まず、第1条の趣旨では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒及び就学予定者の保護者に対し、就学に必要な援助を行うことについて、必要な事項を定めると規定してございます。

第2条では、定義といたしまして、第1号では、「児童生徒」、第2号では、「就学予定者」、第3号では、「保護者」、第4号では、「学校徴収金」について、それぞれ用語の意義を定めてございます。

第3条では、就学援助の対象者を定め、町内に住所を有し、小中学校に在籍する児童生徒又は就学予定者の保護者のうち、第1項第1号で現に生活保護を受けている者、第2号では要保護に準ずる程度に困窮している者で、次のアからケまでいずれかに該当するものと定めてございます。そのうち、ケでは、前年度又は前々年度の世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じ別に定める計算により算定した額の1.1倍以下の者と明確に基準を示しております。

また、第2号では、区域外就学の承認を受けている児童生徒の保護者について、第1項の各号に該当する場合、住所地の教育委員会と協議の上、対象者とすることができると定めております。

第4条では、就学援助の方法について規定をしてございます。

第5条では、支給額を定め、第6条では、就学援助の申請について規定をしております。

ページを1枚おめくりください。

第7条では、申請内容を審査の上、就学援助を決定することを規定しております。

第8条では、就学援助の認定期間について定め、第9条では、就学援助費の支給等について定めております。

第10条では、就学援助費支給の完了報告について、第11条では、就学援助の取消し等、第12条では、就学援助費の返還について定めております。

第13条では、補則といたしまして、この要綱に定めるもののほか、就学援助事務の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることを規定しております。

最後に、この要綱は、公表の日から施行すると定めております。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） まず、第2条3号イの「その他保護者に準ずる者として、」と点を打ったほうが読みやすいと思いました。この辺は法的な書式だと思うのでお任せしますが、「準ずる者として、」と点を打ったほうがいいような気がしました。

次のページ、第3条第2号カの国民年金法の国民年金について、これは掛金が減免なのか、それとも保険料が減免なのか。どちらなのでしょう。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 掛金と保険料は同じ意味合いで、保険料を掛けるので、同じ意味ですので保険料としております。

○委員（佐藤忠信君） 第6条関係の様式1号、2号の下に、⑥国民年金保険料の免除となっていますので、合わせた方がいいと思います。

それから、その次のキの「地方税法第717条の規定により保険料の」とありますが、ほかは「個人の事業税」とか「固定資産税の減免」とかはっきりうたっていますので、「国民健康保険の保険料」と明記したほうがいいのではないかなと思いました。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 確かに佐藤委員のおっしゃるとおり、その他は明記しておりますので修正する方向で検討いたします。また、利根根町の場合は、国民健康保険は税で、国民年金は料ですので、様式もあわせて修正いたします。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

あと、第3条第2項で「前項の規定にかかわらず」とあるのですが、これは他の市町村からの転入者を指しているのですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 「前項の規定にかかわらず」というのは、第3項第1項に、「町内に住所を有し」という大前提であります。この第2項については、区域外就学ということで、他市町村から利根町の学校に通っている方についての規定になります。利根町に住所がありませんので、住所がある教育委員会と協議をし、どちらで負担をするかというのを決定し、援助したいと考えています。

この規定は、明記している市町村もあれば、明記していない市町村もあります。利根町で対象外としてしますと、その子の就学が難しくなってしまうとはということ、住所地の教育委員会と協議をさせていただいて決定したいと思います。

○委員（佐藤忠信君） 第3条で「町内に住所を有し」というふうにうたってあるので、ここを例えば、「町内に住所を有しない」とうたうのはどうなのでしょう。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 学校教育施行令第9条の規定により「区域外就学の承認」という文言で、町内に住所を有していないというのが規定で分かるので必要ないかと思えます。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

それから、他の市町村の規定ですと、第4条第1項第9号の下辺りに、その他教育委員会が認める経費というのが載っているのですが、特にそういうのは想定していないということでしょうか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） その他委員会が認める経費、その他町長が認める経費

となってしまいますと、何でも認めることができるようになってしまうので、今の例規では、あまりその文言は使わなくなっております。他の市町村、他の例規では、そういう文言を載せていることは承知しておりますが、最低限、この中で対応したいと考えております。ですので、支給額については、第5条で「就学援助費の支給額は、毎年度予算の範囲内において、教育委員会が定める。」とし、修学旅行費の支給額を5万円だったのを実費にするとか、その辺で対応したいと考えておりますので、あえて金額を載せていないということです。

○委員（佐藤忠信君） あと、第9号の医療費ですが、他市町村の規定もいろいろあるのですが、学校保健安全法施行令第8条で、要保護者に準ずる方に対してもこの医療費を支給するというふうになっております。ダブっているということではないのですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 要保護者は生活保護対象者になりますので、ここは当然受給対象です。学校保健安全法施行令第8条に該当する準要保護というのは、疾病が決まっておりますので、ダブることはないです。

○委員（佐藤忠信君） 18歳未満の医療費が無料となる制度がありますが、その辺はどのようなのですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） マル福制度については、支給した医療費については担当課へ情報提供してありますので、両方で医療費がもらえるということはありません。

○委員（佐藤忠信君） マル福を利用した方に対しては、こちらは該当にならないよという考えですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） そうです。学校で事故があった場合には、日本スポーツ振興協会に請求しまして、その情報については、各健康保険を経由し、保険年金課に情報を提供し、マル福では支給しないという形になります。そちらを利用したほうが1割多くなりますので、マル福だと医療費がただになります。日本スポーツ振興協会では自己負担分に1割上乘せして支給されます。

○委員（佐藤忠信君） いろいろ仕組みを知らなかったのですが、分かりました。

○学校教育課長（青木正道君） 今回、この要綱の制定につきましては、利根町の場合は、要保護につきましては、現に生活保護を受けている方ということで明確な基準がございまして、準要保護につきましては、要保護に準ずる方が対象ということで、町で要綱自体がなかったため制定をいたしました。また、第3条の対象者を明確にし、前年度又は前々年度の世帯の所得額が生活保護法第8条の規定に準じ別に定める算式により算定した額の1.1倍、今までは生活保護と同じ非課税世帯でしたので、それを1.1倍にし、これによって準要保護対象者の幅が幾らか広がるのかなという意味合いもございまして。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。

○委員（長岡純子君） 第4条に該当する人は何人ぐらいいるのですか。これは、1は何人とか、2は何人とか個別に申請するわけですか。また、昨年は何人ぐらいいらっしゃいましたか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） この第4条の就学援助の学用品とか通学用品とかあり



ますが、基本的に就学援助に該当になれば支給されます。ただ修学旅行費というのは、小学校ですと6年生だけしか該当になりませんが、この所得の範囲内で申請をして認定された方は、小学校6年生であれば修学旅行費の援助も受けられるということです。5年生、4年生については、修学旅行に行かないので、援助は受けられないということです。

○学校教育課長（青木正道君） 去年で、要保護、準要保護合わせて32名いらっしゃいます。そのうち、今、布袋補佐が言ったように、修学旅行に該当する学年であれば、その部分も該当になるということでございます。

○委員（長岡純子君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第30号 利根町就学援助事務取扱要綱の制定については、原案のとおり承認いたします。

○学校教育課長（青木正道君） ご承認ありがとうございました。今回議案で提出させていただきました利根町就学援助事務取扱要綱が制定されましたので、昨年4月に議案第8号としてご審議、ご承認をいただきました利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の支給対象者ですが、「ランドセルの支給対象者は、児童の保護者であり、基準日において町内に住所を有し、かつ当該年度の市町村民税、所得税が非課税の者とする」としております。

昨年度までは、就学援助事務取扱要綱がございませんでしたので、あくまでも市町村民税の所得税が非課税の者はランドセルの支給事業の対象者ということで、事務を進めさせていただきました。ただいまご承認をいただきましたので、就学ランドセル支給実施要綱の第3条の支給対象者の条件を、利根町就学援助事務取扱要綱と同一の基準で「町内に住所を有し、小中学校に在籍する児童生徒又は就学予定者の保護者のうち、第1項第1号で現に生活保護を受けている者、第2号では要保護に準ずる程度に困窮している者で、次のアからケまでいずれかに該当するものと定め、そのうち、ケでは、前年度又は前々年度の世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じ別に定める計算により算定した額の1.1倍以下の者」に変更を専決でさせていただきます。次回の教育委員会で報告をさせていただきます。

なぜかといいますと、来年度入学する児童の保護者の方に通知を送付する事務がございますので、専決処分ということで事務を進めさせていただきます。来月の教育委員会の際に報告をさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

---

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第31号 利根町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 31 号 利根町青少年相談員の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 32 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 32 号 利根町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、日程第 3, その他, 令和 2 年度今後の教育課程実施に向けてご報告お願いいたします。

内容につきましては、指導室長お願いします。

○指導室長（池田 恭君） それでは、令和 2 年度今後の教育課程実施に向けてということで、資料をおつけしましたので、こちらで説明させていただきます。

子どもたちは、5 月 25 日から自由登校、6 月 1 日の週からは分散登校を含む通常授業の開始、6 月 8 日からの週は通常授業を開始して 3 週間目を迎えております。コロナを心配して欠席する子も非常に少なく、いつもどおりの日常が学校のほうは戻りつつあります。

教室では、前を向いた状態で授業を行い、そして一人一人間隔を取り、検温、換気、手洗いなどを十分しながら、注意して生活を行っているところです。

「1 授業日の方針」ということで、これまで 4 月から 6 月までの間にかけて失った時間がありました。4 月、5 月合わせて 33 日間、5, 6 年生が、1 週間で 29 コマと考えますと、200 時間程度失った状態になっています。そういう中、授業を生み出していかなければいけないということもありましたので、夏季休業の短縮、長期休業の短縮ということで、ここに書かれています授業日の設定をしまして、夏休みの休業では 17 日間、冬休みに関しては 4 日間生み出すことができるということで、合計 21 日間を確保していきたいと考えていました。

そのほかにも、モジュール学習とあって、朝の時間 15 分を例えば国語、算数、外国語などを取り入れて 30 時間程度年間に生み出すこともできる、そのような取組で、先ほど 200 時間なくなってしまったということですが、150 時間ぐらいは創出できるという方向で検討をしてきました。

また、夏季休業、冬季休業に関しては、下線を引いたところになりますが、休業日の変更は、管理規則の制定附則に特例に関する規定を設ける方法で対応する。これは 3 枚目に資料

をつけておりますが、①の a の方法を用いて、令和 2 年度に関して、夏季休業、冬季休業を特例として学期を変更するような形で持っていけたらどうかということで学期を決めていきました。

元に戻りまして、「2 学期への対応」ということで、今年度学期を、1 学期は 4 月 6 日月曜日から 8 月 7 日金曜日、8 日から夏休みになります。2 学期の開始は 8 月 24 日から 12 月 25 日まで、3 学期は 1 月 5 日から 3 月 24 日までという形で設定しました。

これは、家庭のほうも今年度は夏休みが減る、冬休みが減るという意識はあったので、できるだけ早くその期間を知りたいという要望も情報として入ってきていましたので、6 月中旬ぐらいにはぜひ伝えていけたらということで、早めに家庭のほうには伝えております。

そういう中、次の問題として、通知表という問題がありましたので、ここに通知表の方針ということで書きました。

6 月に学校が再開したということになりますと、通知表を作成するまで、また評価をするまでに大変期間が短くなります。そこで、下線部のところですが、通知表は、学校教育施行規則 28 条、法令に定められている表簿ではなく、法的根拠はないところから考えまして、今年度は特別な場合と考えまして、通知表は必ずしも作成しなくてもよいというふうになりました。

その代わりに、その次のページ、2 枚目になりますが、1 学期までの学習評価については、担任が保護者と呼ぶ個人面談において、用意できる範囲で評価をして、学習状況や評価したものを様子として保護者に伝えて、学習効果を高めていくという方針を取ろうかなと考えております。

それと、その後、令和 3 年度以降の方針は、2 学期制などという声も聞こえているところですが、利根町の小中学校としては、令和 3 年度以降についても 3 学期制を採用していきたいと考えています。これは、3 カ月から 4 カ月の期間で子どもたちの学習評価を行って、保護者に通知していくことで、学習効果を高めていくということを狙っているものなので、これを継続していこうと考えております。

三つ目になりますが、「3 学校行事の内容に向けて」になります。体育祭、運動会については、最終的な決定は 7 月末頃に決めていきたいと考えていますけれども、現状の利根町の様子を見ていく限り、実施しても大丈夫なのではないかということから、昼食の時間も含めて、ただ、内容のほうは精選しながら、例えば開会式を短めにするなど、また、昼食の後に 1 競技ぐらいして閉会式に臨むなどの方向を取るような形で実施したいと考えています。

また、文化祭に関しても同じ考え方で、体育館が密になる状況が多少なりともできてしまうのですが、換気などに十分気をつけながら、実施する方向で、また時間を短くするなどの対応でやっていきたいと考えております。

続いて、(3) になりますが、これは修学旅行、宿泊学習、遠足ですが、こちらのほうはバスの利用、宿泊施設の利用が非常に課題であり、実施の有無について非常に迷っているところがあります。近隣の市町村の状況、また県の方針などもしっかりつかみながら実施してい

きたいと考えています。

ここに他市町村の状況を載せましたが、これは中学校3年生の京都、奈良への修学旅行になります。8月18日から日立市、水戸市などでは実施する、このあたりの様子も伺い、8月23日から隣の取手市でも実施ということですので、このあたりの様子を見ながら、10月前半に利根中学校のほうは修学旅行が入っておりますので、実施できるようにしていきたいと思っております。

それから、現在、行事予定表の作成ということで、修学旅行にしても、宿泊学習にしても、校外学習にしても、全て2学期に移動しているということで、年間の計画をもう一度見直しているところになります。

「4 学習内容について」、非常にマスコミ等でも話題にはなっているところですが、令和元年度3月の未履修部分については、既に補充指導のほうを各学校修了して、新しい学年の学習に入っているところです。

また、令和2年度の学習内容についても、現在進んでおりまして、基本的には全て終わるだろうという方向で進んでいます。ただし、今後、臨時休校などがあつた場合、困難になってくることも予想されます。そこで、下線部に書いてありますが、年度内に履修させることが難しい各教科の単元があれば次年度に位置づけることも可、これは文科省から通知が来ているものです。これを意識しながら、万が一休校等で学習ができないという場合は次年度に、当然中学校3年生、6年生はあり得ないことなのですが、そういうことも視野に入れながら子どもたちの学習を見守っていききたいと考えています。

「5 その他」として記入しましたが、間もなく夏季休業中、いよいよ暑い中で子どもたちの登下校ということもあります。全日、給食を提供する方針であります。また、小学校1年生から3年生に関しては、下校時大変暑くなると思いますので、バスでの下校の対応、これは遠距離の子に限りますが、そういう対応もしていきたいと考えているところです。

2学期以降の教育課程の実施に向けた方針についての説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 青木課長のほうから、バスに関し補足ありますか。

○学校教育課長（青木正道君） 現在、布川小学校と文間小学校でバスを利用しているおさんがいらっしゃいます。

今、室長から話があつたバスの利用に関しましては、現在使用しているおさんがいない文小学校も含めて、ある一定距離、1.6キロぐらいを一つの目安として、1年生から3年生まで、ちょうど帰る時間が3時ぐらいということで、一番暑い時間帯になります。この間も布袋補佐と先生方と下校時に歩いてもらったのですが、文間小学校からもえぎ野台に行く通学路、1年生ですとかなりの時間がかかって、途中、水分補給したりするということがあります。

今回は、コロナによる学校の休校ということで、国、県の指導の下、利根町も休校にしていたわけでございますが、夏休み期間を短くする、学習期間を延長するというのは、町教育

委員会、町としての決定でございますので、熱中症対策ということで、1年、2年、3年生までではございますが、距離を決めて、ふだんバスを使っていないお子さんの帰りだけ、行きは今までどおり徒歩通学で、帰りのときだけバスを出してはどうかということで考えております。

4年、5年、6年はという話にもなるかと思いますが、全員を送るということは、現実的にバスの台数ですとか、乗る時間の早い子と遅い子では、恐らく1時間以上待っていたりする時間のロスも出てくると思いますので、あくまでも低学年の体力がまだないお子さんを対象に送りのバスということで考えて、今、時間のほうも調整はかなり進みまして、ほぼ決定しているところでございます。

○教育長（海老澤 勤君） ご意見、ご質問などございますか。

○委員（長岡純子君） 学校行事のことですが、大体2学期にいろいろやるわけですね。修学旅行を夏休みにやるところも何校かあるようですが、利根町は修学旅行も2学期に実施するということですか。

○指導室長（池田 恭君） 利根中学校は、10月前半の3日間ということになっています。また、小学校は、11月中旬ぐらいということになっております。

○委員（長岡純子君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） 中学校の修学旅行は、年間の行事予定で5月に入っていたのですが、コロナでなかなか学校が始まらないという中で、今だったら変更ができるということで10月に変更したものですから、これ以上は動かせないと思います。ぜひ実施させてあげたいものですね。

そのほかございますか。

○委員（佐藤忠信君） 学校行事の実施に向けてということで、体育祭、運動会、これからどうしようかということだと思っておりますが、暑い中でマスク着用しての運動は、多分危険なのでできないと思います。そうすると、地域の方の参加は最小限になりますが、完全に利根町だけにしたほうがいいのかと思いました。

現に、中国でもマスクをしてマラソン大会で亡くなった方がいますので、この御時世なので割り切ったほうが良いような気がしますね。

あと熱中症の話も出たのですが、多分、夏季休業中も換気をしながら授業をやるということですかね。そうすると、かなり外から暑い空気が入ってきまして、その換気がどこまでいいのかという、熱中症とそのコロナのバランスですよね。そういったところは、特に教育委員会の決まり事みたいなのはあるのでしょうか。

○指導室長（池田 恭君） まず、体育祭、運動会のほうですが、地域の方の参加はということで、やはり保護者の方に来ていただくことは子どもたちの励みにもなるということで、当然、状況が悪化することによってはそういうことに動いていく可能性もありますが、現段階では、保護者の方、そして最低限の地域の方ということで、ぜひ子どもたちの頑張りを見てもらいたいと思っておりますので、そういう形で実施したいと考えております。

また、夏に関しては、確かに現在はそれほど暑くない状況ですので、エアコンをかけて、窓を対角線に開けて、学習の様子を見ていますと学習できるなという状況ですが、これから猛暑になりますと、エアコンをかけていたからといって窓を開けても、暑さはどうなのだろうというところがあります。

ただ、やはり換気はしなければいけないというところがありますので、窓の開け方を調整しながらやっていきたいと思ひますし、その辺十分子どもたちの様子を確認しながら、学校と連携を取りながら進めていきたいと思ひます。

エアコンの設定温度なども本来は調整しなきゃいけないところですが、ある程度低めに設定することも必要になってくるかなと思ひますので、学校教育課等ともよく相談しながら進めていきたいと思ひています。

**○教育長（海老澤 勤君）** 先週、学校教育課と指導室と私と学校通常再開ということで一回りしてきたのですが、暑い日がありましたよね。エアコンをかけながら窓を開けて、さらに教室の中には扇風機、下にたまった冷たい空気を対流させるようなところもありました。

あと、30人以上で1クラスのところは、広い特別教室を使って授業していました。そこはちょっと大変で、なかなか冷えてこないですので、体育館で勉強していたところは、特別教室のやや広いところへ戻しました。

これから暑さ本番を迎えたときにどういふ状況になっていくか、子どもたちの健康を第一に考えて進めていきたいと思ひます。

そのほかいかがですか。

**○委員（石井 豊君）** 先ほど青木課長のほうからバスのことで、夏季休業中に1年生から3年生まで下校時のバスを出すという話がありましたが、これはあくまで夏季休業中の話かと思ひのですね。熱中症対策となると、9月も暑さが続く可能性もありますので、保護者に通知を出す際に、夏季休業期間中のみということをよく理解してもらうような文章で徹底していただかないと、ひょっとするとクレームに変わってきてしまう可能性があるため、その点は十分に説明していただくようお願ひしたいと思ひます。

**○学校教育課長（青木正道君）** 石井委員おっしゃるとおりです。バスを出すのは、7月21日から8月7日、あとは8月24日から8月27日です。その期間だけということをも十分周知した上で、保護者の方には分かりやすい文面を送ろうと思ひます。

確かに、それ以降も暑くなってくる可能性もあります。今までバスを出したのだからもっと続けて出してくれとか、今出ている距離をもっと短くしてくれという要望は、一回乗ってしまいますと出てくると思ひますが、あくまでもここは、失った授業日の時間を取り戻すために町で設定した学習の日にとちということも、そこは十分理解していただけるような文面でも保護者には指導室のほうから通知のほうはさせていたいただきたい、そのように思ひます。

昨年も議会で花嶋議員から、熱中症対策について町でどういふことを対応しているのかというご質問もありましたが、やはり一回バスに乗って送ってもらうと、続けてやってほしいという要望は当然出てくると思ひますので、その辺は十分に分かるような内容の通知を

送らせていただきたいと思います。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか何かございますか。

○委員（佐藤忠信君） この状況で、今、中学生が受験を迎えるということで、先日、東京都ではこういう状況であるから範囲を狭めるということで報道があったと思うのですが、茨城県はどういう状況なのでしょう。特にまだそういう連絡はないでしょうか。

○指導室長（池田 恭君） その話題はいろいろなところで出ています。注意して見ていますが、現在のところ茨城県からは出ておりませんので、ただ、そういう情報が出てきましたら、きちっと中学校と連携を取っていきたいと思います。

○委員（佐藤忠信君） それによって、この足りないところを17日間か21日間で補わなきゃいけないと思うので、先生方もどこまで教えていいか工夫が必要になってきますね。分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） スタートが2カ月遅れですから、当然、受験の学習範囲も削られます。それは入試の日がある程度決まっていますから、間に合う形で現場にも連絡は来ます。

そのほかいかがでしょうか。

○生涯学習課長（久保田政美君） その他でよろしいでしょうか。それでは、生涯学習課から、少々お時間を頂きまして3件の報告と1件の承認事項がございます。事前に今日お配りした資料を含めましてご説明差し上げたいと思います。

まず、1点目といたしまして、町民運動会でございます。

当初、10月10日（土）に開催を予定しておりましたが、開催につきまして、スポーツ推進委員の会議におきまして協議をさせていただいたところ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回につきましては中止が望ましいとの結論に達しまして、体育会長にその旨話をさせていただきました。そうしたところ、体育会長のほうも中止ということで承諾を得たところでございます。

それから、中止の連絡につきましては、関係団体には通知を出し、広報又は回覧等の媒体を使いまして、一般町民の方に幅広く周知をさせていただきたいと考えております。

次に、2点目でございますが、文化センターの記念コンサートでございます。

以前、6月20日に開催するということがご説明を差し上げましたが、新型コロナウイルスの影響によりまして、延期とさせていただいております。今回、改めて日程が決まりましたのでお知らせをさせていただきます。開催日は、10月17日（土）を予定しております。内容につきましては、以前と変わりございません。

また、今回の開催につきましては、コロナ対策としまして、会場の人数制限を設けて開催するということになっております。前回は1回公演ということで話をさせていただいたのですが、人数制限を設けるといことで、2回公演で考えております。

参考までにお話しますと、当初、1公演で500人程度を見込んでおりましたが、今回につきましては、1回当たり200名程度の入場者で2回公演ということで予定しております。ち

ケット販売等のその他詳細につきましては、これからの決定事項となりますので、決定した時点でお知らせをしたいと思います。

3点目といたしまして、今回お手元に配付しております日本ウェルネススポーツ大学の第1グラウンドの使用規程でございます。

4月1日から、日本ウェルネススポーツ大学にご協力いただきまして、今までであった使用規程の内容を一部変更し、日曜日の利用が可能となりました。

第4条の使用目的といたしましては、町内在住在勤者によるスポーツ活動における貸出しで、第16条の使用日時としましては、原則、第1、第3日曜日の午前9時から午後6時までとなっております、使用料については無料となっております。

また、今回の使用規程の変更につきましては、スポーツ推進委員や体育協会、またスポーツ少年団に積極的に使っていただけるよう各団体に周知をしているところです。また、トイレにつきましては、町で整備しましたので、不自由なくご使用いただけたと考えています

続きまして、最後の4点目でございます。こちらにつきましては、承認という形でお願いできればと思います。利根町の絵馬デジタル化の提案ということでございます。こちらにつきましては、文化財保護審議員の古田様から提出されております。

趣旨といたしましては、町には貴重な文化財が数多くありまして、特に絵馬等につきましては、江戸時代から明治時代に作成されたものが多く、物によっては劣化が進んでおります。また、この数年のうちに修復作業が必要となるということで、現在の絵馬等をデジタル写真に保存することにより、これからの修復や、また何らかの文献、参考資料として、様々な活用ができるのではないかとということでの提案でございます。こちらは生涯学習課の指導の下に実施していきたいということで考えている状況です。

所有者の方の著作権とかいろいろ問題があるかと思いますが、そちらにつきましても、所有者等の理解を求めながら、できるものから写真として残していきたいということでございます。こちらについては、生涯学習課主導でいろいろな所有者の方に連絡をしまして、写真を撮って、町の財産として残していきたいということで考えておりますので、ご承認をいただければということでございます。

○教育長（海老澤 勤君） 何かございますか。

○委員（佐藤忠信君） 日本ウェルネススポーツ大学に関してですが、これはグラウンドだけですか。体育館は使わせてもらえないのですか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 現在のところは、グラウンドのみということでございます。

補足してご説明しますと、以前の使用規程には、火曜日と木曜日ということで規定がありました。また、時間につきましては、午後1時から午後6時までということでしたが、町から日本ウェルネススポーツ大学に何とか土日、お休みの日に貸してくれないかということで交渉したところ、第1、第3日曜日の9時から午後6時まで貸していただけるということになりました。



○委員（佐藤忠信君） 絵馬のデジタル化ですが、ゆくゆくは、修復まで行く感じですか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 修復につきましては、神社仏閣でやっていただくというのが基本になると思います。ただ、町のほうとしても、文化財と指定しているものにつきましては、何らかの補助はあるかと思いますが、原則としましては所有者の方が直すということです。

先ほどお話しさせていただきましたが、劣化により色が落ちることがありますので、今のうちに写真に撮っておけば、修復するとき、どういう色だったか、どういう形のどこに線があったかというのもある程度明確に分かりますので、修復するときかなり役に立つと思います。

また、例えば企画展を開催する際にも、実物を動かさないという場合に、写真で撮っておけば、実物大に拡大するという手法も今の技術はできるかと思いますが、撮った写真を企画展等で展示したり、資料館のところに飾ったりということもできますので、そちらの点でも十分に利用価値的はあるかなと思います。

○学校教育課長（青木正道君） 今回の絵馬の話は、デジタル化をするかしないかの採決で委員の意見を聞きたいのか、後ろに販売云々と書いてありますけれども、その辺まで審議をいただくのか、何を承認するのですか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 今回デジタル化の提案を教育委員会に出させていただく趣旨といたしましては、絵馬を所有しているのは神社仏閣、区で所有というのがありますが、著作権の問題もあり個人では、写真を撮らせてもらえないというのが実情です。ですから、生涯学習課として、所有者の方に撮影の趣旨をお話しさせていただきお願いをすれば、比較的協力していただきやすいのではないかとことがございますので、生涯学習課主導で、生涯学習課の名前を使って依頼をかけたいというお願いでございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○教育長（海老澤 勤君） ないようでしたら、令和2年6月の教育委員会定例会を閉会といたします。

午後5時12分閉会